

○美幌・津別広域事務組合火災調査規程

〔平成21年4月1日〕
〔消本訓令第1号〕

改正 平成28年 4月 1日訓令第 2号

目次

第1章	総則（第1条－第5条）
第2章	調査業務体制（第6条－第9条）
第3章	調査の執行（第10条－第26条）
第4章	調査関係書類等（第27条－第29条）
第5章	雑則（第30条－第34条）
	附 則

（美
津
二
十
九）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第7章に規定する火災の調査（以下「調査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（調査の目的）

第2条 調査は、火災の原因及び損害の程度を明らかにして、火災予防対策及び警防対策に必要な資料を得ることを目的とする。

（用語の意義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「火災」とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいう。
- (2) 「建物」とは、土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設をいい、貯蔵

槽その他これに類する施設を除く。

- (3) 「林野」とは、森林、原野又は牧野をいう。
- (4) 「車両」とは、自動車車両、鉄道車両及び被けん引車をいう。
- (5) 「船舶」とは、独立機能を有する帆船、汽船及び端舟並びに独立機能を有しない住居船、倉庫船、はしけ等をいう。
- (6) 「航空機」とは、人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器をいう。
- (7) 「爆発」とは、人の意図に反して発生し、又は拡大した爆発現象をいう。
- (8) 「発火源」とは、出火に直接関係し、又はそれ自体から出火したものをいう。
- (9) 「経過」とは、出火に関係した現象、状態又は行為をいう。
- (10) 「着火物」とは、発火源により最初に着火したものをいう。
- (11) 「出火箇所」とは、火災の発生した箇所をいう。

(調査行為の制限)

第4条 調査は、関係のある者の人権を尊重して、法に定める事項に限り行なうものとし、法令に特別の定めがある場合のほか、犯罪の捜査に関与し、又は民事事件に介入してはならない。

(調査の区分及び範囲)

第5条 調査は、火災原因調査及び火災損害調査に区分する。

2 火災原因調査は、次に掲げる事項について行なうものとし、その内容は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 出火原因 発火源、経過、着火物及び出火箇所
- (2) 延焼状況 延焼経路、延焼拡大の要因
- (3) 火災初期の対応状況 発見、通報及び消火状況
- (4) 避難状況 避難経路及び避難上の障害等
- (5) 消防用設備等の設置、使用、作動等の状況
- (6) 前各号に掲げるもののほか、消防行政上必要な事項

3 火災損害調査は、次に掲げる事項について行なうものとし、その内容は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 物的損害の状況 火災による焼損、消火、爆発等による物的損害の状

況

- (2) 人的損害の状況 火災による死傷者、り災世帯、り災人員等の人的被害の状況

第2章 調査業務体制

(調査責任)

第6条 消防長は、管轄区域内の調査の責任を有する。

(調査体制)

第7条 調査区域を美幌町（以下「美幌管区」という。）と津別町（以下「津別管区」という。）に区分する。美幌管区で発生した火災は、消防本部予防主幹（以下「予防主幹」という。）が統括し、津別管区で発生した火災は津別消防署署長（以下「津別署長」という。）が統括するものとする。

2 予防主幹及び津別署長（以下「主幹等」という。）は、消防本部次長（以下「次長」という。）の統括の下、常に調査に必要な人員及び資器材を確保し、調査体制を確立しておかなければならない。

3 次長は、主幹等が統括する調査について、指導又は助言を行なうことができる。

4 主幹等は、必要があると認める時は、他のグループの長に対し、調査について協力を要請することができる。

(火災調査員)

第8条 調査を迅速的確に行うため、消防本部グループ及び津別消防署グループに火災調査員（以下「調査員」という。）を置く。

2 消防本部グループに置く調査員は、美幌管区の調査にあたり消防長が指名する。

3 津別消防署グループに置く調査員は、津別管区の調査にあたり津別署長が指名する。

4 消防長又は次長は、調査規模の拡大その他の理由により特に必要があると認める場合は、管轄区域に拘わらず調査員以外の職員を臨時に調査に従事させることができる。

(調査本部の設置等)

第9条 消防長は、次の各項のいずれかに該当する火災について、調査を機能的かつ効果的に実施するため必要があると認める場合は、消防本部に調

査本部を設置することができる。

- (1) 死者又は負傷者が多数発生し、社会的影響が大なるもの
 - (2) 特殊な原因によるもの又は特異な態様の火災で社会的影響が大なるもの
 - (3) その他消防長が必要と認めたもの
- 2 調査本部の組織・編成等必要な事項は消防長が定める。
- 3 消防長は、調査本部の任務が完了したと認めたときは、これを解散する。

第3章 調査の執行

(調査の原則)

第10条 調査は、事実の確認を主眼とし、先入観念にとらわれることなく、科学的方法と合理的な判断の上に立ち、事実の立証に努めなければならない。

(調査員の心得)

第11条 調査員は、常に調査上必要な知識の修得及び調査技術の向上に努めるとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 関係のある場所（法第2条第5項の関係のある場所をいう。以下同じ。）に立ち入るときは、関係者（同条第4項の関係者をいう。以下同じ。）の立会いを得るように努めること。
- (2) 関係者の民事的紛争に関与しないととも、関係者の権利等を不当に侵害しないこと。
- (3) 調査上知り得た秘密をみだりに他に漏らさないこと。
- (4) 警察その他の関係機関と連携を図り、相互に協力して調査を進めること。
- (5) 調査員相互の連携を図り、円滑に調査業務を遂行すること。

(調査の着手)

第12条 主幹等は管轄区域の火災を覚知したときは、直ちに調査に着手しなければならない。ただし、管轄区域外の火災で火災規模の拡大、火災の重複等の事由により調査員の増員又は調査資機材等の応援の必要性が生じているときは、調査員を相互に要請し着手できるものとする。

(現場保存)

第13条 火災現場に出動した消防隊員は、消防活動にあたって事後の調査の

支障とならないよう物品の移動や破壊等は必要最小限にとどめ、現場の状況を写真撮影、図面により記録する等の配慮をしなければならない。

2 調査員は、調査の必要があると認める範囲において、法第28条第1項の規定により消防警戒区域を設定し、火災現場の保存に努めなければならない。ただし、警察官その他の関係機関により現場の保存が行なわれているときは、この限りでない。

3 前項の消防警戒区域の設定の範囲及び期間は、必要最小限度のものとしなければならない。

(火災出動時の見分)

第14条 火災現場に出動した隊員等は、消防活動を通じて火災の状況等の見分に努めなければならない。

2 調査員は、必要があると認めるときは、出動した隊員等に対し、前項に定める見分状況を火災出動時における見分調書(別記様式第1号)により報告を求めることができる。

(実況見分)

第15条 調査員は、火災の現場その他の関係のある場所及び当該場所に存する物件について綿密に実況見分を行い、調査資料の発見及び収集に努めなければならない。

2 実況見分は、関係者に説明を求め、現場の復元等当時の状況を明らかにして行なうように努めなければならない。

3 調査員は、前各項の実況見分の結果を実況見分調書(別記様式第2号)に記録しなければならない。また、実況見分の内容を明らかにするため、必要に応じて写真を撮影し、整理保存しなければならない。

(質問等)

第16条 調査員は、法第32条第1項又は第35条の2第1項の規定による質問を行なうときは、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 質問を行なう時期、場所等に配慮し、被質問者の任意の供述を得るよう努めること。

(2) 質問を行なうときは、伝聞によらない直接経験した事実の供述を得るよう努め、みだりに供述を誘導しないこと。

(3) 質問を行なったときは、必要に応じて質問調書(別記様式第3号)を

作成し、軽微なものは事情聴取書（別記様式第4号）を作成すること。

（少年等が関係する調査）

第17条 少年（18歳未満の者をいう。）、心神喪失若しくは心神耗弱の状態にある者又はこれらに準ずる者（以下「少年等」という。）が関係する調査は、次に定める事項に留意して行なわなければならない。

- (1) 保護者等の立会人をおいて行なうこと。
- (2) 少年等の心情を考慮し、十分な理解をもって質問にあたること。
- (3) 少年等は実況見分の立会人としなないこと。ただし、年齢、心情その他の事情を考慮して支障がないと認められ、かつ保護者等の立会いが得られるときはこの限りでない。

（被疑者に対する質問等）

第18条 法第35条の2の規定に基づき、被疑者に対する質問又は証拠物の調査を行なおうとするときは、質問・証拠物調査要請書（別記様式第5号）により所轄警察署長に要請するものとする。

（調査終了時の措置）

第19条 調査員は、現場の調査から引き揚げるときは、関係者にその旨伝えるものとする。

（報告の聴取、資料の提出等）

第20条 消防長は、調査のため必要があると認めるときは、関係者の了解を得て資料を提出させるものとし、これにより難しい場合は、法第34条第1項の規定に基づき、火災調査資料提出命令書（別記様式第6号）により提出を命ずるものとする。

2 前項の火災調査資料を提出させるときは、火災調査資料提出書（別記様式第7号）に資料を添えて提出させるものとする。

第21条 消防長は、前条により資料の提出があったときは、提出者に対し火災調査資料受領書（別記様式第8号）を交付しなければならない。

2 提出された資料の処分又は返還は、火災調査資料提出書により処理するものとする。

3 提出された物件等について鑑識を行なったときは、その結果を鑑識見分調書（別記様式第9号）に記載しておかななければならない。

（鑑定）

第22条 消防長は、火災原因の調査に関し必要があると認めるときは、火災調査鑑定等依頼書（別記様式第10号）により公的機関に鑑定を依頼するものとする。

（照会）

第23条 消防長は、法第32条第2項の規定に基づき関係のある官公署に対し、調査のため必要な事項の通報を求めるときは、火災調査関係事項照会書（別記様式第11号）により行なうものとする。

（出火原因の判定等）

第24条 出火原因は、火災の実況見分、関係者の供述その他の関係資料を総合的に検討し、火災原因判定書（別記様式第12号）を作成しなければならない。ただし、軽微なものについては、別に定めるところにより出火原因調書（別記様式第12号の2）を作成するものとする。

2 出火時刻は、火災の発見及び通報の状況、覚知時刻、消防対象物の構造、実況見分に基づく火災状況等を総合的に検討し、決定するものとする。

（損害調査等）

第25条 現場において関係者の説明を得て、火災及び消火により生じた損害の状況を詳細に調査し算定するものとし、必要があると認めるときは、関係者に対し、り災申告書（別記様式第13号から別記様式第13号の3）を提出させるものとする。

2 火災損害の調査のため法第34条第1項の規定に基づく資料の提出命令は、第20条第1項の規定により行なうものとする。

3 前2項の規定について、損害が軽微なものについては省略することができる。

4 り災物件の焼損程度、損害見積額の算定等については、火災報告取扱要領（昭和43年消防総発第393号）に定めるところにより算定するものとする。

5 損害調査により損害が明らかになった場合は、り災者別損害調書（別記様式第14号）又は林野火災損害調書（別記様式第14号の2）を作成するものとする。

（違反処理）

第26条 調査員は、調査中において消防関係法令等に違反し、又はその疑い

がある事実を認めた時は、主幹等を通じ、速やかに消防長に報告しなければならない。

- 2 消防長は、前項の報告により関係する主幹等に当該報告に係る事実の調査を命じ、主幹等は、当該事実を調査し、消防関係法令等に違反すると認めるときは、その是正のための措置を講ずるとともに、その調査結果を消防長に報告しなければならない。

第4章 調査関係書類等

(調査結果の報告)

第27条 調査員は調査が終了したときは、速やかに火災調査報告書（別記様式第15号）を作成し、次条に掲げる書類により美幌管区にあっては消防長に津別管区にあっては津別署長に報告しなければならない。また、津別署長は、火災調査報告書の抄本を作成し、消防長に報告しなければならない。この場合において、調査が長期にわたるとき、又は特に必要があると認めるときは、調査の継続中においても適時その経過を報告するものとする。

(火災調査書類)

第28条 前条第1項に定める調査結果の報告は、次に掲げる書類（以下「調査書類」という。）により行なうものとするが、火災の種別及び程度に応じて、別に定める基準により作成するものとする。

- (1) 質問調書
- (2) 事情聴取書
- (3) 火災原因判定書
- (4) 出火原因調書
- (5) り災申告書
- (6) り災者別損害状況調書
- (7) 林野火災損害明細書
- (8) 火災調査報告書
- (9) 実況見分調書
- (10) 鑑識見分調書
- (11) 火災出動時における見分調書
- (12) 死者調査書（別記様式第16号）
- (13) 負傷者調査書（別記様式第17号）

- (14) り災建物防火管理・消防設備設置状況報告書（別記様式第18号）
- (15) 住宅防火対策状況報告書（別記様式第19号）
- (16) 火災原因調査に関する実験結果書（別記様式第20号）
- (17) 火災調査事項照会書に対する回答書
- (18) その他関係資料

2 調査書類については、調査内容を明らかにするために前各号に必要な図面、写真等を添付するものとし、図面の余白に作成者名を明記するものとする。

3 写真は、写真撮影記録書（別記様式第21号）を作成し、写真の添付は、写真台紙（別記様式第22号）を使用するものとする。

（資料の作成）

第29条 予防主幹は、調査結果に基づき次に掲げる統計資料を作成しなければならない。

- (1) 火災調査原簿（別記様式第23号）
- (2) 月別火災統計（別記様式第24号）
- (3) 月別管区別火災統計（別記様式第25号）
- (4) 対前年比較表（別記様式第26号）

2 主幹等は、調査の結果その内容が火災予防対策及び警防対策上参考になると認める事例については、調査資料等を作成するとともに、これを職員に周知し業務に活用させるものとする。

第5章 雑則

（り災証明）

第30条 火災の被害を受けた者から、り災に関する証明の申請があったときは、り災証明願（別記様式第27号）を提出させて、その内容を審査し支障がないと認めたときは、り災証明書（別記様式第28号）によりこれを証明するものとする。

2 前項の証明書を交付するときは、美幌・津別広域事務組合消防手数料条例（昭和46年12月1日条例第10号）に基づき手数料を徴収しなければならない。

3 り災証明の手続き、内容、証明方法等については、別に定める。

（照会への対応）

第31条 消防長又は署長は、調査の内容について官公署、報道機関等から照会があったときは、個人の名誉及びプライバシーを尊重するとともに、消防行政に及ぼす影響等を考慮し、支障がないと認めるときは、照会事項について回答できるものとする。

2 前項に定めるもののほか、照会への対応基準に関し必要な事項は、別に定める。

(参考人としての出頭等)

第32条 調査員(調査員であったものを含む。)は、捜査機関から参考人として出頭を要請され、又は裁判所から証人等として呼び出し等を受けたときは、消防長の承認を受けなければならない。この場合において、証言等を行なったときは、その概要について消防長に報告するものとする。

(他の災害に対する準用)

第33条 この訓令は、火災以外の災害で、その原因を把握する必要があるもの等の調査について準用する。

(施行細則等)

第34条 この訓令の施行に関し、必要な事項は消防長が別に定める。

附 則

- 1 この消本訓令は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 美幌・津別広域事務組合火災調査規程(昭和49年10月1日消本訓令第1号)は、廃止する。

附 則(平成28年消本訓令第3号)

この訓令は、平成28年4月1日より施行する。

火災出動時における見分調書

表記の火災について、本職は
分した。

として火災現場に出動し、次のとおり見

年 月 日

所 属
階級・氏名

㊟

発 生 場 所

覚 知 日 時

年 月 日 時 分

記

- 備考 1 見分内容記載欄の罫線は、省略することができる。
2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

実況見分調書 (第 回)

表記の火災について、火災調査のため関係者の承諾を得て、次のとおり見分した。

年 月 日

所 属
階級・氏名

印

見 分 日 時 年 月 日 時 分開始 時 分終了

場 所 及 び 物 件

立会人職業・氏名

記

- 備考 1 見分内容記載欄の罫線は、省略することができる。
2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

質 問 調 書 (第 回)

表記の火災について、下記の者に質問したところ任意に次のとおり供述した。

年 月 日

所 属
階級・氏名

印

発 生 場 所

覚 知 日 時

被 質 問 者 住 所

被質問者職業・氏名

年 月 日 (歳)

質問年月日・時間 年 月 日 時 分開始 時 分終了

質 問 場 所

記

供述者 印

- 備考 1 供述内容記載欄の罫線は、省略することができる。
2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

事 情 聴 取 書

表記の火災について、下記の者に聴取したところ任意に次のとおり供述した。

年 月 日

所 属
階級・氏名

印

発 生 場 所

覚 知 日 時

被 質 問 者 住 所

被質問者職業・氏名

年 月 日 (歳)

質問年月日・時間 年 月 日 時 分開始 時 分終了

質 問 場 所

記

- 備考 1 供述内容記載欄の罫線は、省略することができる。
2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

警察署長 様

美幌・津別広域事務組合
消防長

印

質問・証拠物調査要請書

年 月 日 時 分覚知、
において発生した火災の調査のため、消防法第35条の2に基づき「被疑者に対する質問・
証拠物の調査」を行ないたいので要請します。

記

美
津
二
十
二

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 号
年 月 日

様

美幌・津別広域事務組合
消防長

印

火災調査資料提出命令書

年 月 日 時 分覚知の において
発生した火災の調査のため必要があるので、消防法第34条第1項に基づき、下記の資料の提出を命ずる。

なお、この命令に従わない場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰されることがあります。

記

- 1 提出資料名
- 2 提出期限

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に美幌・津別広域事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6箇月以内に、美幌・津別広域事務組合（訴訟において美幌・津別広域事務組合を代表する者は、管理者となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

年 月 日

美幌・津別広域事務組合
消防長

様

住 所
氏 名

印

火災調査資料提出書

年 月 日 時 分覚知の
において発生した火災の調査の調査資料として、鑑定を承諾し、下記の物件を提出しま
す。

物件については、分解してもかまいません。

なお、調査終了後は、〔 返納 〕 して下さい。
〔 処分 〕

記

提出物件

返納を希望し、提出していた上記の物件を受領しました。

年 月 日

受領者氏名

印

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

年 月 日

様

美幌・津別広域事務組合
消防長

⑩

火災調査資料受領書

年 月 日 時 分覚知、
において発生した火災の調査のため、下記の物件を受領しました。

調査終了後は、〔 返還 〕 致します。
〔 処分 〕

記

物 件 名

美
津
二
十
二

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

鑑識見分調書(第 回)

表記の火災について、火災調査のため関係者の承諾を得て、次のとおり見分した。

年 月 日

所 属
階級・氏名

⑩

見 分 日 時 年 月 日 時 分開始 時 分終了

場所及び物件

記

- 備考 1 見分内容記載欄の罫線は、省略することができる。
2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 号
年 月 日

様

美幌・津別広域事務組合
消防長

⑩

火災調査鑑定等依頼書

年 月 日 時 分覚知、
において発生した火災の調査のため必要があるので、下記資料の鑑定を依頼します。

記

美
津
二
十
三

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様

美幌・津別広域事務組合
消防長

印

火災調査関係事項照会書

年 月 日 時 分覚知、
において発生した火災の調査のため必要があるので、下記の事項について、消防法第 32
条第 2 項により照会します。

記

美
津
二
十
二

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

火災原因判定書

表記の火災について、次のとおり判定した。

年 月 日

所 属
階級・氏名

印

発 生 場 所

覚 知 日 時 年 月 日 時 分

記

- 備考 1 判定内容記載欄の罫線は、省略することができる。
2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(表)

出 火 原 因 調 書	
表記の火災について、調査した結果は次のとおりである。	
年 月 日	
所 属 階級・氏名 (印)	
発 生 場 所	
覚 知 日 時	年 月 日 時 分
責任者	住 所
	職業・氏名
	生年月日
実況見分者職・氏名	
立会人 職業・氏名	
実 況 見 分 日 時	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分
発見者 職業・氏名	
通報者 職業・氏名	
消火者 職業・氏名	
現 場 の 模 様	

金 津 二 十 二

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(裏)

出火箇所付近の焼損状況	
出 火 箇 所	
出火箇所の判定理由	
出 火 原 因	
出火原因の判定理由	
備 考	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(表)

年 月 日

美幌・津別広域事務組合
消防長

様

住所
申告者 職業
氏名

印

不動産り災申告書

1	り災年月日		年 月 日			
	り災物件の所在地					
2	り災物件と申告者の関係		所有者 ・ 管理者 ・ 占有者			
3	建築・購入年月日		建築又は購入金額			
	推定・記録・記憶		推定・記録・記憶・不明			
	年 月		3.3㎡(坪)当りの金額(円)	総金額(円)		
4	取得後の経過					
	修繕 改築	年 月	修繕・改築した箇所		修繕改築に要した金額(円)	
		年 月				
	増築	年 月	増築の概要	増築面積(㎡)	増築に要した金額(円)	
		年 月				
5	り災前の建物詳細					
	建物の用途	屋 根	外 壁	階数	建築面積(㎡)	延べ面積(㎡)
	居住世帯数	世帯	居住人員	人		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(裏)

建物・収容物以外のり災状況					
り災物件名	数量又は面積	り災別	購入時の価格	経過年数	※損害見積額
6		焼・消・他			
		焼・消・他			
		焼・消・他			
		焼・消・他			
火災保険の契約					
契約の会社名		契約年月		保険金額	

- 備考 1 この申告書は、消防法第34条第1項に基づき提出を求めるものです。
2 この申告書は、建物1棟について1枚使用してください。
3 ※印の欄は、記入しないでください。

記載要領 <2の欄>

り災物件と申告者との関係の欄は、あてはまるものを○で囲んでください。

<3の欄>

- 1 推定・記録・記憶・不明の欄は、あてはまるものを○で囲んでください。
- 2 総金額は、り災した建物の総計金額のことです。

<4の欄>

建物を取得してから、り災するまでに修繕、改築又は増築した箇所を具体的に記入してください。

<5の欄>

建物の用途の欄は、住宅、店舗、倉庫、物置、作業場、又は工場のように使用されている用途を記入して下さい。

<6の欄>

- 1 り災物件の欄は、塀、庭木、看板などのり災したものを記入して下さい。
- 2 り災別の欄は、あてはまるものを○で囲んでください。
 - (1) 焼～焼けたもの、熱で侵されたものなど。
 - (2) 消～消火で濡れたもの、汚れたものなど。
 - (3) 他～煙で汚れたもの、破損したものなど。

別記様式第13号の2 (第25条関係)

(表)

年 月 日

美幌・津別広域事務組合
消防長 様

住所
申告者 職業
氏名

印

動産り災申告書

り 災 年 月 日	年 月 日					
り 災 場 所						
り災物件と申請者との関係	所有者 ・ 管理者 ・ 占有者					
世帯員	住 所	氏 名	続柄	生 年 月 日	年齢	性別
火災保険	契 約 会 社 名	契 約 年 月		保 険 金 額		
り 災 物 件						
品 名	数量	り 災 別	購入時の価格	使用年数	※損害見積額	
		焼・消・他				
		焼・消・他				
		焼・消・他				

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

美津 二二二

年 月 日

美幌・津別広域事務組合
消防長 様

申告者 住所
職業
氏名

㊞

車両・その他り災申告書

1	り災年月日			
	り災場所			
	り災物件と申告者の関係	所有者・管理者・占有者		
2 車 両	運転者氏名		購入年月	
	用途別		購入金額	
	車両番号		年式	
	焼けた箇所	消火のため、濡れた壊れた箇所		その他
3 そ の 他				
	焼けた箇所	消火のため、濡れた壊れた箇所		その他
4 積 載 物	焼けたもの	消火のため、濡れた壊れた箇所		その他
	り災物件との関係	所有者・管理者	氏名	
5	火災保険契約会社名		保険金額	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

り 災 者 別 損 害 調 書					
り 災 場 所					
り 災 年 月 日	年 月 日				
り 災 者 住所・職業・氏名	り 災 世帯数	り 災 人員	建物・内容物又は その他損害の別	損害見積 額	火災保険会社 名・契約金額
			合 計		
焼 損 程 度				り 災 程 度	
			合 計		
焼 損 程 度				り 災 程 度	
			合 計		
焼 損 程 度				り 災 程 度	
			合 計		
焼 損 程 度				り 災 程 度	

美津 二二二

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること

別記様式第14号の2 (第25条関係)

所 有 別		林 野 火 災 損 害 調 書							出 火 日 時							
1 国有林	2 道有林	1 損 害 内 訳							出火場所							
3 町有林	4 民有林								種 別	樹 種	林 令	面 積	被 害 材 積	被 害 額	損 害 額	備 考
2 被害木の利用状況																
種 別	被害材積		被害材積の内訳				使用可能材積の利用範囲				備 考					
	a (本)															
広 葉 樹																
針 葉 樹																
計																
3 その他の被害																
種 類	数 量	金 額	種 類	数 量	金 額	種 類	数 量	金 額	種 類	数 量	金 額	備 考				
保 険 金 内 訳																
備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。																

火災番号		署報告番号		年 月 日			
美幌・津別広域事務組合 消防長 (消防署長)		様 所 属 階級・氏名		ⓐ			
火 災 調 査 報 告 書							
火災種別		焼損程度		爆 発			
建物火災区分		車両火災等区分		覚知方法			
発生場所	住 所						
	名 称		市 街 地				
	用 途 地 域		少量危険物等				
	防 火 地 域		消防からの距離	(100m)			
責任者	住 所		事業所名				
	職 業 ・ 氏 名		生年月日	(才)			
	電 話						
活動状況	出 火 時 刻	年 月 日 () 時 分 頃		放水台数 等	常備	団	
	覚 知	入電時刻	年 月 日 時 分		出動台数		
		指令時刻	年 月 日 時 分		延べ人員		
	放 水 開始時刻	常 備	年 月 日 時 分		放水台数		
		消防団	年 月 日 時 分		使用水利		
	鎮 圧 時 刻	年 月 日 時 分			初期消火 状 況	有・無	効果
	鎮 火 時 刻	年 月 日 時 分				器具名	
火元の状況	業 態		対象物区分				
	火元の用途		区画延焼				
	工事の状況		建築面積	m ²			
	構 造		延べ面積	m ²			
	階 数	地上・地下	階	焼損面積	床 m ²	表 m ²	
出火箇所及 び出火原因	出 火 階	地上・地下	階	発 火 源			
	出 火 箇 所			経 過			
	出 火 原 因			着 火 物			

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(裏)

気 象	天 気				湿 度	%					
	風向・風速	m/s			積 雪	c m					
	気 温	℃			気象報等						
り 災 世帯名	1	住 所				電 話					
		世帯主			生年月日			程度			
	2	住 所				電 話					
		世帯主			生年月日			程度			
	3	住 所				電 話					
		世帯主			生年月日			程度			
り災状況											
焼損状況	焼損棟数	火元	延焼	合計	焼損面積	床面積 (㎡)			表面積 (㎡)		
						火元	延焼	合計	火元	延焼	
	全 焼				全 焼						
	半 焼				半 焼						
	部 分 焼				部 分 焼						
	ぼ や				ぼ や						
合 計				合 計							
損害状況	り災世帯				り災人員				死 者		
	全 損				全 損				人		
	半 損				半 損				負 傷 者		
	小 損				小 損				人		
	合 計				合 計				30日死者 人		
	損 害 額 合 計					千円					
	建 物	建 物				千円		船 舶	損 害 額	千円	
		収 容 物				千円			焼 損 数	隻	
		焼 損 面 積	床面積				㎡		航 空 機	損 害 額	千円
	表面積					㎡		焼 損 数		機	
	林 野	損 害 額				千円		その他の損害額		千円	
		焼 損 面 積				a		爆 発	損 害 額	千円	
車 両	損 害 額				千円		爆 発		損 害 棟 数	棟	
	焼 損 数				台			車 両 数 等	台		
備 考											

美津 二七

死 者 調 査 書

出火日時 年 月 日 時 分 ころ

発生場所

上記の火災について、調査した結果は次のとおりである。

年 月 日

所 属
階級・氏名

㊞

死 者	住 所								
	職業・氏名			性別		年齢			
	死者の区分		火元・類焼						
	出 火 者		火災種別						
火元建物の状況	出 火 階	地上・地下 階		出火箇所					
り災前の状 況	業 態		構 造						
	用 途		階 数		地上 階 地下 階				
	対象物区分		建築面積		m ²				
	出火室の用途		延べ面積		m ²				
死者の発生 状況等	作業中の死亡		飲 酒						
	火気取扱中		傷 病						
	死 因		寝たきり						
	起 床		身体不自由						
	死者の発生した経過								
	出火時死者のいた場所			建物内の場所					
	屋内外の別								
	階	地上 階		同 別	階	地上 階		同別	
		地下 階				地下 階			
	箇所・室等		同別		箇所・室等		同別		
	出火時死者 のいた建物 等と同一の 建物等に いた者の数	建 物 内	同 棟		出火時死 者とい た者の 年齢 別	0～5		36～40	
			同室等			6～10		41～45	
			死者1人			11～15		46～50	
			自宅1人			16～20		51～55	
施 錠			21～25			56～60			
車・船・航				26～30		61～64			
同一建物内 での死傷者 数 (本人除く)	男 女 合計				31～35		65～		
	死者数				合計		人		
	傷数者数								
特記事項									

〔美津 二十一〕

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別記様式第 18 号 (第 28 条関係)

り災建物防火管理・消防用設備等設置状況報告書

報告者階級・氏名

㊞

火元建物の状況	覚知日時	年 月 日 時 分					
	発生場所						
	名称			出火階			
	基本台帳	査察台帳			出火箇所		
	業態			構造			
	用途			建築面積	㎡		
	防火区分			延べ面積	㎡		
	建築年月	年 月 日		階数	地上 階・地下 階		
所有者	住所				電話		
	氏名			年 月 日生	歳		
管理者	住所				電話		
	氏名			年 月 日生	歳		
防火管理者 (共同)	住所				電話		
	氏名			年 月 日生	歳		
防火管理	防火管理者			選任年月日	年 月 日		
	消防計画			届出年月日	年 月 日		
	避難誘導			届出年月日	年 月 日		
	消火訓練			届出年月日	年 月 日		
	共同防火管理			届出年月日	年 月 日		
	定期点検報告			届出年月日	年 月 日		
	防災物品						
消防用設備等の設置・使用状況	消防法第 17 条第 1 項該当対象物			設置・使用状況・区分	設置	使用	番号
	消火器具	排煙設備		政令による設置対象	有	有	1
	屋内消火栓	非常コンセント				無	2
	スプリンクラー	避難器具			無	3	
	屋外消火栓	非常警報設備		政令による設置対象外	有	有	4
	動力消防ポンプ					無	5
	自動火災報知設備			特殊消防設備等 (設備等設置維持計画による設置)	有	有	6
	漏電火災警報器					無	7
	誘導等・標識				必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等	有	有
	消防用水			無			9
	連結送水管						
点検報告等	最終実施年月日	年 月 日		最終届出年月日	年 月 日		
危険物等の状況							
避難の状況							

〔美津 二十一〕

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

1646

住宅防火対策状況報告書

報告者階級・氏名

㊞

住宅区分				
火元建物の状況	発生場所			
	名称		氏名	
	電話	年 月 日 (歳)		
	建築年月	年 月 日	建築面積	m ²
	階数	地上 階	地下 階	延べ面積 m ²
	構造		占有面積	m ²
	弱者台帳		緊急通報装置設置の有無	
所有者	住所		電話	
	氏名		年 月 日 (歳)	
出火箇所	出火室		出火箇所	
消防用設 の設置・使 用状況	住宅用 防災機器	名称	設置状況	作 動 状 況
		住宅用火災警報器等		
		名称	設置区分	使 用 区 分
		住宅用消火器		
		住宅用スプリンクラー設備		
		簡易消火具		
		住宅用自動消火装置		
	住宅用自動火災報知設備			
	防災物品	寝 具 類		
		衣 服 類		
		カーテン・布製ブラインド		
		じゅうたん等		
	設置箇所			
作動状況 使用状況				
避難の状況				

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

火災原因調査に関する実験結果書

覚知日時 年 月 日 時 分

火災発生場所

表記の火災について、火災原因調査に必要なため下記のとおり実験したところ、次のとおりである。

年 月 日

所 属
階級・氏名

⑩

実験題目	
実験日時	年 月 日 時 分 から 時 分
実験場所	
実験実施者	
実験目的	
実験概要	

美津 二二二

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

写真撮影記録書

覚知日時 年 月 日 時 分

火災発生場所

表記の火災について、本職は下記のとおり写真を撮影した。

年 月 日

所 属
階級・氏名

印

1 撮影日時 年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分まで

2 立会人 住 所
職 業
氏 名

美津
二
二
二

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第 22 号 (第 28 条関係)

写真貼付欄	No.
	説明欄

写真貼付欄	No.
	説明欄

写真貼付欄	No.
	説明欄

- 備考 1 写真貼付欄等は、写真の大きさに合わせ随時変更することができる。また、この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。
- 2 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

り 災 証 明 願

り災物件所在地			
り災者氏名			
り災年月日			
り災物件			
使用目的 (提出先)	使用目的		必要部数
	提出先		部
その他			
<p>上記のとおり、り災したことを証明願います。</p> <p>年 月 日</p> <p>消防署長 様</p> <p>申請者 住 所 氏 名 (印)</p>			
<p>委 任 状</p> <p>交付手続きにかかる権限を下記の者に委任します。</p> <p>代理人 住 所 氏 名 (印)</p>			

美津
二二二

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

り 災 証 明 書

り 災 物 件 所 在 地	
り 災 者 氏 名	
り 災 年 月 日	
り 災 物 件 及 び り 災 程 度	
<p>第 号 (証明)</p> <p>上記のとおり、り災したことを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>消防署長</p> <p>印</p>	

美津 二十一

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。